

南極と北極をめぐる国際環境

山内 恒

総合研究大学院大学教授極域科学専攻／国立極地研究所教授



南極条約の原署名国12カ国の国旗に囲まれた南極点のモニュメント

サンフランシスコ講和条約(1951年)第2条(e)にある「わが国の南極におけるすべての権利の放棄」を知っている人はどれだけいるだろうか。

今でこそ日本人で南極を知らないものはほとんどいない。しかし、生きるか死ぬかの敗戦後に、南極の、しかもこのような取り決めについて何人の日本人が認識していたかは想像に難くない。こういう状況にありながらも、条約締結からわずか5年の1956年、諸外国と並んで国際地球観測年(IGY)という第一線の南極観測に第12番目の国として日本が参加できたことは、先人たちの大いなる偉業と言えるだろう。

このIGY観測以降、参加各国は本格的に夏、冬の観測を続けるようになり、事実上「観測」の時代を迎えた。以後、南極観測を実施する国の中も次第に増え、現在では越冬している基地だけでも18カ国40数基地を数え、夏だけの観測はさらに多くの国が実施している。

科学至上主義

IGYでの国際協力が終わると、広大な南極について国際的枠組みが何もないことに不安が生じ、南極に関連する諸国間で何らかの取り決めをしようという流れが強まっていった。当初、南極での活動に先行していたイギリスやフランス、アルゼンチンなど7カ国は南極に領土権を主張していた。一方、日本を含む3カ国は領土権を否定し、認めない立場をとってきた。そして、ソ連とともに領土権の主張には反対しつつ自国の権利は保留してきたアメリカのイニシアティブによ

り、第二次大戦の苦い経験もあり、争いの絶えない世界の中で唯一紛争の無い平和な場所として南極を維持しようという意思の確認が進められた。

結局、領土権主張は凍結となり、観測を開始していた12カ国によって国連の場も介すことなく、1959年、南極条約の締結に至った。平和の維持、軍事行動の禁止、領土権の凍結、科学による国際協力をうたった南極条約の誕生である。

南極条約は、「科学も行おう」ということではない。あらゆることを科学によってあえて封じてしまおう、つまり「科学至上主義」をとったということである。領土権の主張、軍事的な役割、資源の探査など、あらゆる紛争の種や問題を、科学観測を前面に出すことで封じ込めたのである。この政策のおかげで、いまや南極は世界で唯一の恒久平和の場所になっている。

南極条約体制の確立

南極条約は1961年に発効し、現在では45カ国が加盟している。さらに、近年の地球規模の環境問題に関連し、あらゆる活動の環境影響評価、鉱物資源活動の禁止、動植物相の保護等をうたった、南極環境保護議定書が1991年に策定された(1998年発効)。このような、南極条約に基づく国際的枠組みを南極条約体制(Antarctic Treaty System)と呼んでおり、その維持のために毎年各国の持ち回りで南極条約協議国会合を開催している。

国連の場を背景にしない珍しい条約であるが、そのために一時(1980年代)はイスラム諸国から批判を受けた。南極を

「人類の共通財産に」すべきとの立場である。南極条約体制は先進国のサークルになっており、もっと多くの国が関与できるように国連の場に持ち出すべきだというのである。しかし、1990年代に入り「環境」が重用課題になると、本来、資源開発に重点をおいた「人類の共通財産」概念は役割を終えたといえる。その



急先鋒であったマレーシアも、最近では南極観測への実質的参加を始め、数年後には南極条約への加盟をも視野に入れていることである。

なお、われわれにとって本質的なサイエンスについての国際協力は、南極条約よりも先に科学者の非政府団体である国際学術連合会議 (ICSU；現在「国際科学会議」) の下で、南極研究科学委員会 (SCAR；1957年設置当初は南極研究特別委員会)を中心に行われた。現在では南極条約体制の一環として機能している。

北極域における国際協調

同じ極域でも、北極域には多くの国があるため、南極とは観測のあり方も異なっていた。北極域の陸地のはほとんどは北極圏8カ国の領土であり、それ以外の国から自由に出入りできる場所ではない。

とくに、冷戦下の北極域は緊張の最も高い場所だった。なかでも、ソ連側とアメリカー・カナダ側の対峙する北極海はかなり難しい場所となっていた。こうした背景によって、ソ連やカナダ、アメリカ等では、むしろ軍事的に必要な活動として科学観測がなされていた面もある。

しかし、1980年代末の冷戦構造の解消、ゴルバチョフ宣言などを経て、北極域は広く世界に開かれた。科学観測の目的で各国が北極域に入れるようになったのである。おりからの地球環境問題の高まりも加勢し、北極観測が盛んになる機運が生まれた。北極域にも南極のSCARに類似したIASC(国際北極科学委員会)が1990年に発足、北極圏8カ国に加え、わが国など6カ国が参加した。

ところで、北極域にも自由に足を踏み入れられる陸地があった。大西洋の北、

グリーンランド海に面する北緯80度付近のスバルバル諸島である。ノルウェーへの主権を認めて非軍事化を確保する代わりに、条約加盟各國による同等な経済活動の自由を与えるスバルバル条約が1920年に締結された。実はこの条約が南極条約の発想の基にもなっている。第一次大戦では戦勝国であった日本は当初からの条約加盟国で、ノルウェー極地研究所の協力を得て1991年以来観測所を設けている。

極域観測は、単なる極域という地域の研究だけにとどまつてはいない。極域は、いまや地球規模の研究に重要な役割を果たしており、さらに地域の特性から国際共同なくして成り立たないものになっている。そのため、良くも悪くも国際的枠組みに大いに影響されているということである。

南極条約締約国

